景観形成基準確認書

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

協　議　者　　　　住　　所

（行為者） 氏　　名

電話番号

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

■屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 堆積する物件の内容 |  | | |
| 修景の方法 |  | | |
| 堆積の高さ | ｍ | 区域面積 | ㎡ |

■配慮・工夫した内容

「配慮事項への対応について」の欄には、□に レ を記入してください。また、「具体的な配慮または工夫の内容」の欄には、景観計画ガイドライン等を参考に、該当する項目について内容を記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ａ　共通基準 | |  |  |
| 区分 | 景観形成基準 | 配慮事項への対応について | |
| 自然的要素との調和 | ○地形や田園の緑、水辺、一団の農地など、周辺の自然的要素との調和に配慮する。 | □配慮した　□該当しない | |
| ○景観の軸となっている水辺や斜面緑地の連続性を損なわないように配慮する。 |
| ○緑化や水辺空間の創出などにより、地域景観の向上を図る。 |
| 景観資源への配慮 | ○文化財（指定・登録）や名木・古木※、佐倉市市民文化資産等の地域の景観資源と調和した、配置や規模、形態意匠とする。 | □配慮した　□該当しない | |
| ○主要な視点場からの眺めに配慮した配置や規模、形態意匠となるよう配慮する。 |
| 地域性との | ○景観のエリアや拠点の景観特性やまち並みと調和し、景観形成の方向性に整合した配置や規模、形態意匠とする。 | □配慮した　□該当しない | |
|
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｂ　個別基準 | |  |  |
| 事項 | 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 堆積の方法遮へい | ■全市共通 |  | 適・否 |
| ○堆積物は敷地の中央部に整然と積み上げ、高さをできる限り抑える。 |
| ○道路や敷地の外周にはできる限り空地を確保し、道路に面した位置は植栽や塀などの設置による修景に努める。 |
| ■印旛沼水辺景観拠点、旧城下町歴史景観拠点 |  |
| ○印旛沼や歴史的な景観資源などと一体的に見える位置に堆積しないよう配慮する。 |